

## SCK 生活応援事業実施要綱

令和 2 年 7 月 15 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター（以下「当センター」という。）会員及び会員事業所を支援することを目的として、全ての会員に対して、利用期間を定めた SCK 生活応援券（以下「応援券」という。）を配布することに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

- 第 2 条 この要綱において応援券とは、第 1 条の目的を達成するために、当センター発行の SCK ニュース 2020 年 9・10 月合併号に掲載し配布する別表の SCK 生活応援券をいう。
- 2 この要綱において配布対象者とは、令和 2 年 9 月 1 日時点で当センター会員資格を有する全ての会員及び令和 2 年 10 月 1 日時点で当センター会員資格を取得した会員をいう。
  - 3 この要綱において特定取引とは、応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入、サービスの提供若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
  - 4 この要綱において取扱事業者とは、当センター理事長に取扱事業者登録申込書を提出し、取扱事業者登録証明書を交付された事業者をいう。

### (応援券の配布等)

- 第 3 条 当センターは、配布対象者に対し、この要綱に定めるところにより、応援券を配布する。
- 2 前項の規定により配布対象者に対して配布する応援券の券面金額の合計額は、1,000 円とする。

### (応援券の使用範囲等)

- 第 4 条 応援券は、取扱事業者と会員との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- 2 応援券の利用期間は、令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までとする。
  - 3 応援券は、1,000 円の特定取引をするごとに 1 枚（500 円分）が使用することができるものとする。
  - 4 応援券は、会員本人及びその登録家族に限り使用することができる。
  - 5 応援券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

### (応援券の配布方法)

第 5 条 SCK ニュース 2020 年 9・10 月合併号に掲載し、ニュース配送時に配布を行う。

### (取扱事業者の登録等)

第 6 条 当センターは、別に作成する募集要項を送付及び SCK のホームページに掲載して取扱事業者を募集し、応募した事業者から取扱事業者の資格を有する事業者を選定し当該取扱事業者に登録のうえ、取扱事業者登録証明書を交付する。

(取扱事業者の責務)

第7条 取扱事業者は、特定取引において応援券の受取りを拒んではならないこと、応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、その他前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 当センターは、取扱事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(応援券の請求手続)

第8条 当センターは、特定取引において応援券が使用された場合は、取扱事業者より応援券を添付したSCK応援金請求を受け、その応援金総額を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱事業者は、利用のあった1か月分の応援券を月末にとりまとめ、翌月10日までに応援券を添付して当センターへ応援金を請求するものとする。

3 支払いの方法は、取扱事業者の指定口座への振込の方法による。前項の方法により受理した請求は、その月の25日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に、取扱事業者登録申込書に記載された振込指定口座に請求額を振り込むものとする。

4 取扱事業者は、当センターに対し、令和2年11月10日までに応援金の請求を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。

なお、定めのない事項については、当センターと取扱事業者で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

(別表)

<p>利用期間 令和2年9月1日(火)～10月31日(土)</p> <p>500円</p> <p>※税込1,000円以上ご利用で応援券1枚の利用ができます。 税込2,000円以上ご利用で応援券2枚の利用ができます。</p> <p>会員番号 -</p> <p>会員氏名</p> <p>公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター</p>	<p>利用期間 令和2年9月1日(火)～10月31日(土)</p> <p>500円</p> <p>※税込1,000円以上ご利用で応援券1枚の利用ができます。 税込2,000円以上ご利用で応援券2枚の利用ができます。</p> <p>会員番号 -</p> <p>会員氏名</p> <p>公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター</p>
<p>●利用上の注意●</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用時には必ず会員証を提示してください。</li><li>2. 会員本人及びその登録家族に限り利用することができます。</li><li>3. 交換、譲渡及び売買を行うことはできません。</li><li>4. 切手、商品券、ビール券、図書券、印紙の購入等には利用できません。</li></ol> <p>利用日 令和2年 月 日</p> <p>店舗名</p> <p>※自店印の押印もしくは署名をお願いします。</p>	<p>●利用上の注意●</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用時には必ず会員証を提示してください。</li><li>2. 会員本人及びその登録家族に限り利用することができます。</li><li>3. 交換、譲渡及び売買を行うことはできません。</li><li>4. 切手、商品券、ビール券、図書券、印紙の購入等には利用できません。</li></ol> <p>利用日 令和2年 月 日</p> <p>店舗名</p> <p>※自店印の押印もしくは署名をお願いします。</p>